

本校における感染症対策について

1 学校における感染症対策の確認

(1) 感染リスクの高い活動を理解し感染レベルに応じた対応ができるよう準備しておく。

感染レベル	南相馬市の具体的な目安	学校の教育活動
レベル1 学校における感染の可能性が低い状況。	<ul style="list-style-type: none"> 市内での感染が確認されていない状況が2週間以上継続している状態。 市内で一定程度の感染が確認されたが、感染経路が明確で、濃厚接触者等に学校関係者がいない状態。 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な感染対策を行った上で学校教育活動を継続する。 リスクの高い学習活動等は、感染症対策を取った上で慎重に実施する。
レベル2 学校において当面の間注意を要する状況。	<ul style="list-style-type: none"> 市内で一定程度の感染者が確認されたが、急激な増加傾向とは言えない状態。 感染者や濃厚接触者等に学校関係者が含まれているが、概ね感染経路が確認できている状態。 	<ul style="list-style-type: none"> 感染対策を強化した上で学校教育活動を継続する。 特にリスクの高い活動★は行わない。
レベル3 学校における感染の危険性が高まり、徹底した対応が必要な状況。	<ul style="list-style-type: none"> 市内で感染者数が急激な増加傾向にある状態。 複数の学校で感染者や濃厚接触者等に学校関係者が多数含まれている状態。 	<ul style="list-style-type: none"> 感染対策を可能な限り徹底した上で学校教育活動を継続する。 リスクの高い活動▲、特にリスクの高い活動★は行わない。
○特にリスクの高い活動 ★近距離で一斉に大きな声で話す活動 ★近距離で行う合唱・管楽器演奏 ★近距離での調理実習 ★密集する運動、近距離で接触する運動		○リスクの高い活動 ▲長時間、近距離で対面式となるグループワーク ▲近距離で活動する実験観察 ▲近距離で活動する共同制作等

(2) 健康観察を徹底し、欠席者や体調不良者への対応について共通理解を図る。

- 同居する家族が濃厚接触者と判断された生徒に対しては、「出席停止扱いとすることができる」ことを保護者に伝える。
- 登校の場合、マスク着用や身体的距離の確保に注意し、接触のない学習活動を行う。

(3) マスク着用を徹底する。

- 気温・湿度が高い場合、激しい運動をする場合など、熱中症のリスクを考慮し、マスクの着用ができないときは、身体的距離をとる。

(4) 室内の常時または定期的な換気を実施する。

(5) 清掃を実施し、衛生的な環境を保持する。

(6) 手洗いを徹底する。手洗いでできないときは、手指消毒を実施する。

(7) 給食時の感染リスクを理解する。同じ方向を向いて、静かに食べる。

(8) 保健教育等により感染症についての正しい知識の理解を深める。

(9) 差別や偏見の防止のため、シトラスリボンプロジェクトを推進する。

2 部活動や対外活動における感染症対策の確認

(1) 感染リスクに対応した活動を実施する。

レベル1	レベル2	レベル3
十分な感染対策を行った上で実施	感染リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底	個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間に限定

(2) 活動場所や備品等の清掃を実施し、衛生的な環境を保持する。

(3) 共有の備品等を使用する際は、手洗いや消毒を徹底する。

(4) 屋内の活動では、常時または定期的な換気を実施する。

(5) 健康観察を徹底し、体調不良者は活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。

3 家庭内における感染症対策の啓発

(1) 同居する家族等に風邪症状が見られる場合も登校を控えていただく。

(2) 家族等の状況に応じて家庭内においても、マスク着用や手洗いを呼びかける。

(3) 家庭内においても、清掃や換気を行い、衛生的な環境を保持するよう呼びかける。

(4) 基本的な生活習慣をととのえ、体調管理を心がけるよう指導する。

4 感染者が発生した場合の対応

○感染拡大防止のため、常日頃より、以下の点についてシミュレーションしておく。

(1) 家庭から連絡を受けたら保健所や医療機関からどのような指示を受けたか確認する。

(2) 教育委員会へ第一報を入れる。

(3) 保健所からの依頼により、学校内での濃厚接触者等特定のために必要な情報を提供する。

※校舎平面図、座席表や時間割、児童生徒名簿、部活動状況等について準備する。

※マスク着用の有無や換気の実施状況、飲食時の状況等について確認する。

※基本的に聞き取り調査は保健所が行う。必要に応じて保健所の依頼により情報収集に協力する。

※校内での感染状況を把握するために抗原検査キットを使用する場合、それが受診の代わりにはならないこと、それにより対応の遅れが生じないことに留意する。

(4) 児童生徒、教職員の健康状態を確認する。必要に応じて、体調確認チェックシート等の記録から症状の有無を確認する。

(5) 学校内の消毒範囲等について、保健所に相談し、消毒作業を実施する。

(6) 教育委員会、保健所に情報を提供し、臨時休業の必要の有無、実施する範囲（全校・学年・学級）や期間等を保健所が決める。

(7) 臨時休業について、保護者へ連絡する。同様に臨時休業期間中の留意事項について、児童生徒へ連絡する。

※臨時休業期間中は、自宅等で待機して健康観察することを伝える。

※感染者や原因をいたずらに詮索せず、差別や偏見による誹謗中傷をすることがないように伝える。